

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

本日、人事委員会は県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものです。人事委員会は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応させることを基本として、国や他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しながら、県内の民間従業員の給与水準と均衡を図るよう報告及び勧告を行っています。

本年の勧告では、職種別民間給与実態調査の結果、職員の給与と民間の給与との較差が 223 円 (0.06%) であったことを踏まえ、月例給について医師等に対する初任給調整手当を国に準じて改定し、給料表及び他の手当の改定は行わないこととしました。

特別給（ボーナス）については、民間の年間支給割合との均衡を図るため、年間 0.1 月分引き上げることとしました。

併せて、給与制度の見直しとして、扶養手当の見直し及び獣医師に対する初任給調整手当の支給について勧告しました。

人事行政に関しては、人材の確保・育成、女性の登用の拡大、ワーク・ライフ・マネジメントの推進、健康対策の推進及び高齢期の雇用問題について報告したところです。

職員におかれては、より一層県民の信頼に込めていくために、一人ひとりがさらにコンプライアンスの意識を高め、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上に努めることを期待します。

県議会及び知事におかれましては、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、給与勧告制度が果たしている役割に対し、深いご理解を示され、本年の勧告を実施されるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、地方公務員法に基づく給与勧告制度の意義や役割について、深いご理解をいただきたいと思います。

平成 28 年 10 月 14 日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子